

令和5年度新規

かかりつけ医療機関で受診する乳幼児健康診査費を助成します

小さく生まれた又は生まれつきの病気やその疑いがある等の理由により、医療機関へ入院又は定期的に通院をしているお子さんが、かかりつけ医のいる医療機関で乳幼児健康診査を受診する場合の費用の一部を公費負担します。

1 対象者 次の要件を満たす方

✳遠野市に住民登録があり、市で実施する乳幼児集団健康診査の対象者

〈市が実施する乳幼児集団健康診査〉

3～5か月児健康診査・6～8か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査

✳2,500g以下の低出生体重児又は生まれつき病気やその疑いがあるなどの理由により、医療機関への入院又は定期通院が必要とされている方

✳市の集団健康診査を受診せず、かかりつけ医療機関での乳幼児健康診査受診を希望する方

2 令和5年度の助成上限額 5,780円

※乳幼児健康診査費用を医療機関に全額支払い後、助成の申請手続きをします。

3 助成手続きの流れ

助成を受けるには、乳幼児健康診査を受ける前と受けた後、計2回の申請が必要です。

① 事前申請

② 助成金交付決定(却下)通知の受取り

③ かかりつけ医療機関で乳幼児健康診査を受診

※費用を一旦全額医療機関にお支払いいただきます

④ 交付金請求手続き

〈必要書類〉

✳自己負担で支払った医療機関が発行する乳幼児健康診査費用の領収書・明細書

✳母子健康手帳

✳振込先口座がわかる通帳等

【問い合わせ】

遠野市健康福祉部 保健医療課
母子安心係 0198-68-3186